

平成 29 年度 第 1 回郡上市住民自治基本条例検証委員会 要録

日 時：平成 29 年 6 月 9 日（金） 19：30～21：15

場 所：郡上市総合文化センター2 階特別会議室

出席者：今井良幸（アドバイザー：中京大学総合政策学部准教授）

上村英二、中山紀子、高橋ゆき江、山中佐代美、石神鈇、西脇将洋、佐藤正彰、日置次郎
三島市長公室長、大野企画課地域振興担当課長、和田係長

欠席者：小椋和子

あいさつ

上 村 今回は地域づくり講演会とパンフレット作成について方向を定める協議をいただく。
住民の参画、町づくりの仕組み、住民自治を中学生が学んでいる。パンフレットの作成に
ついて、これらに対応できるものにしていきたい。

三 島 本委員の皆様は市民協働指針、協働センターの立ち上げ、住民自治基本条例の策定に携わ
っていただいている。その他白山開山 1300 年の運営や夢づくり事業の審査員として関わっ
ていただき、住民自治に関連して活躍をいただいている。平成 25 年に住民次基本条例を策
定したが、一般の方に市民協働・住民自治の本質的な考え方の浸透はこれから。いかにして
周知するかがこれからの課題なので忌憚のない意見をお願いします。

1. 報告事項

■会議の公開状況について

事務局 平成 28 年末に 50 の審議会等における委員公募状況と会議の公開状況を調査。委員の公
募を行っていない審議会の理由は、条例による規定や公募に適さない会議内容のため、専門
知識を有した学識経験者により編成されていることや、一部については公募に対して応募が
なかった。会議の公開をしていない理由については、個人情報を取扱うため一般市民が知る
ことに適さない会議であることや、一般市民の意見の反映が難しい専門性を有する会議にな
っている。地域協議会については非公開となっていたが、今年度から公開することとなった。
また、都市計画マスタープラン策定委員会は、マスタープランの施行に伴い役目を終えてい
る。

委員① 女性の参画状況が重要。

事務局 男女共同計画推進計画では平成 31 年度に女性の比率を 40%に設定。

委員② 地域協議会委員の改選はいつか。

事務局 今年度末に任期満了になる。

委員② 高齢者や若年者の状況を把握するため、地域協議会委員に社会福祉協議会委員を加えるよ
う検討してほしい。

委員③ 地域協議会設立当初から、公民館長と自治会長は条例委員となっており、その他はまちづ
くりなどの各種団体の代表を各地域で考えて選出している

委員① 地域協議会については今後のテーマに上がっているので、パンフレット作成の方向が出た
後に検討したい。

委員④ 公募委員は複数の会に所属できるのか。

- 委員② 1人が所属できるのは3つの委員まで。
- 委員⑤ 公募でなければ複数所属はいいのか。
- 委員① 自治会長等、充て職が複数存在するものは例外となっている。
- 委員④ 地方創生推進会議、観光振興ビジョン審議委員会等、「忌憚のない、自由な意見を求める」ため非公開としているが、すべての会議で自由な意見を求めている。公開としない場合は別の理由が必要となる。
- 委員② 社会教育の会議も含め公開の方向でいいと思う。
- 委員① 傍聴者がいると委員が委縮することも考えられる。一方で、1人で傍聴は困難。空気感を作っていくことも大切。公共施設総合管理計画の会議に参加したときは、「来て当然」の雰囲気にはなっていなかった。会議録の公開内容にもばらつきがあるので、委員にも確認してほしい。

2. 協議事項

■住民自治基本条例の周知について

・地域づくり講演会

- 委員① 検証委員会としては条例の周知、協働センターとしては協働のまちづくりの題材として住民自治基本条例の講演会を開催する。委員④先生の講演だけでなく委員にも協力してほしい。
- 委員④ 80分の内、30分程度は条例の理解を深めるために、条例前半の基本的なところを講演。
- ・なぜ必要なのか
 - ・協働の必要性
 - ・新たな自治組織
- 以後の50分はパネルディスカッション。
- ・自己紹介（条例策定に関わった率直な感想）
 - ・まちづくりとは（以前はハード的なまちづくりのイメージ、今のイメージは）
 - ・協働とは（意識的に実践している協働とは）
 - ・参画、協働のために必要なこと（拡大のために必要なこと）
 - ・多様な世代の参画のために必要なこと。（人口減少を踏まえると、若年層と男女）
- 一つひとつを短く、多くの内容を聴く
- 委員① それぞれ正解がある内容ではない。
- 委員④ 多様な答えがあった方が参加者自身が考える機会になる。
- 委員① チラシに「意見交換」が掲載されているが、パネルディスカッションに含まれる。
- ※パネラーは委員①委員、委員⑤委員、委員⑧委員
 - ※マイクの本数確認
 - ※雰囲気は固くなるので机は使用しない

・パンフレットの作成について

- 事務局 パンフレットは、住民自治基本条例の必要性を多くの市民が理解し、行動につながるきっかけづくりとして作成する。イラストや写真を活用し、幅広い世代の市民に理解してもらう。委員④先生のアドバイスをいただきながら必須項目をピックアップ、専門の業者にレイアウトやデザインを委託する。ある程度原稿ができ次第、順次、委員に郵送で内容確認をお願いし、検証委員会において確認する。
- 新年度の各種団体の第1回目の会議に配布できるようにする。また、学校の新学期に提案できるよう、少なくとも原稿案をもって年度内に学校教育に提案する。

- 委員⑥ 市民と基本条例の関わりが深いことを理解できるように。
あまり厚くならないことにも配慮を。
- 委員③ 協働を説明するのは大人にも難しい。中学生が理解できれば大人も理解できる。新宿区の冊子は副読本としても使えると思う。
- 委員① 大人に知ってもらうため、中学生にも理解できる内容にすべき。
- 委員② 内容が詳細すぎると読むことに億劫になるで、イラストを工夫して活用してほしい。
札幌市の裏表紙は分かりやすい。
- 委員⑤ 授業に使われれば子どもに広がるが、授業で扱うには漫画ではなく読み物にすべき。
社会の先生の意見を聴くといい。
- 委員⑦ 大変だとは思いますが、子ども向けと大人向けがあるといい。子どもが郡上の事例を学んだことを家庭で話せば、大人にも浸透する。大人が勧めても子どもに関心がなければ理解は進まない。家庭教育学級で取り組めるといい。
- 委員① 八幡中学校のように good gujo プロジェクトに積極的にかかわる3年生が大人と関わればいいかもしれない。
- 委員⑧ 漫画に魅かれる。活字は読む気が失せるが漫画なら読もうと思う。授業で使わなければきっかけづくりにいい。授業で使うには先生の意見を聴く必要がある。
全てをパンフレットせず別の1枚を作ってもいい。
協働の文字の説明ではなく、各地区の身近な活動事例を紹介できるといい。
- 委員⑨ 中学生が何に興味を示すのか直接聴いてみてもいい。学校で使うには先生に何う必要があるが、漫画でも先生の力量で活用は可能と思う。
条例の全てを網羅するのは困難。
条例の知名度を上げることが目的の一つ。
ボリュームのある内容にしない方がいい。
- 委員④ 市民に知ってほしいのは条例の前半。後半の内容は職員による市政運営。市民が身近に感じられる内容が必要であるとともに、人ではなく活動に焦点を当てると理解しやすい。
- 委員② 身近な活動の事例であれば、委員⑨委員の白山開山 1300 年の実行委員会の取り組みが住民自治の最たる取り組みになっていると思う。
- 委員① 多数決で決める内容ではないので、出された意見を基にして、デザイナーと事務局で調整してもらい、委員会に報告してほしい。
- 事務局 地元のデザイナーを考慮しながら考えたい。
- 委員① ストーリーとして漫画を活用するのは難しいが、イラストとしてなら行けると思う。
スケジュールとしては1・2回確認して進めるが、2月に製本の冊子がなくても原稿で学校や教育委員会に確認できれば良い。
- 委員① 今後は地域協議会について協議するので、協議会を夜間開催にして回数を増やしたい。
- 委員⑧ 明宝で行われるチェーンソーアートの PR。
- 委員⑥ 農協八幡支店の情報提供。